

人権文化を すすめるために

兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL:078-362-9135 FAX:078-362-4266
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>

公益財団法人兵庫県人権啓発協会
〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号
TEL:078-242-5355 FAX:078-242-5360
<http://www.hyogo-jinken.or.jp/>

令和2年3月発行



人権啓発テキスト
兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会



はじめに

「人権」とは、すべての人が生まれながらに有する権利であり、私たちが幸せに暮らすために欠かすことのできない大切なものです。

一方で、少子高齢化やICT技術の急速な発展と普及、人々の価値観や生き方の多様化などにより、人権課題はますます多岐にわたリ複雑化しています。女性、高齢者、障害のある人、同和問題(部落差別)、外国人などの問題に加え、子どもへの虐待やいじめ・体罰の問題が大きな社会問題となり、また、インターネット上での誹謗中傷、プライバシーの侵害や性的少数者などの人権問題も生じています。

兵庫県においては、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、平成16年度から、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざして、「人権文化をすすめる県民運動」を展開し、人権尊重の視点に立ったさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

人権について理解を一層深めていただくために、この度、この『人権文化をすすめるために』を改定しました。家庭や学校、地域、職場において積極的に活用し、県民の皆様一人ひとりが日々人権感覚を磨き、人権意識を高め、人権尊重の社会をつくっていくことを願っています。

阪神・淡路大震災から25年を迎え、創造的復興の歩みの中で私たちは、人と人、人と地域、地域と地域のつながりの大切さを学びました。つながりは新たな活力を育み、更なる兵庫の元気を生み出します。県民の皆様一人ひとりが支え合い、将来に夢や希望が広がる「元気で安全安心なふるさと兵庫」の実現をめざし、ともに力を合わせていきたいと思います。

令和2年3月

兵庫県・公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

名称	内容	実施場所	電話番号	体制	方法
障害者虐待相談	使用者による虐待に関する通報窓口	兵庫県障害者権利擁護センター ※養護者・施設従事者等による虐待は各市町虐待防止センターで受付	078-362-3834 ☎078-362-3911	職員	電話 FAX
震災障害者相談	阪神・淡路大震災で被災し、障害を負った方またはその家族のさまざまな悩みに関すること	防災企画局 復興支援課	078-362-9816	復興支援課職員	電話 来訪
外国人 県民相談	多言語による生活・法律相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語など11言語対応)	ひょうご多文化共生 総合相談センター	【月～金】 078-382-2052 外国人県民 インフォメーション センター 【土日】 078-232-1290 NGO 神戸外国人 救援ネット	嘱託 法律相談は 弁護士	電話 相談 面談
外国人 県民教育相談	就学・進学相談 日本語指導	兵庫県教育委員会 子ども多文化共生 センター (県立国際高等学校内)	0797-35-4537	指導主事等	電話 相談 面談
犯罪被害者 相談	犯罪被害全般	ひょうご被害者 支援センター	【水・金・土】 078-367-7833	相談員	電話 相談等 面談等
	性暴力被害専用	ひょうご性被害 ケアセンター 【よりそい】	【月・水・金・土】 078-367-7874	女性相談員	電話 相談等 面談等
兵庫県警相談	県警なんでも相談	本部県民広報課	短縮 #9110	相談担当者等	電話 相談等 面談等
	少年の悩みごとの相談・インターネット安全利用	本部少年育成課 少年相談室 (ヤングトラーク)	0120-786-109	少年相談専門 カウンセラー (女性)	
	暴力(団)についての相談・情報	本部暴力団対策課	0120-20-8930	相談担当者等	



名称	内容	実施場所	電話番号	体制	方法
人権相談	人権問題に関する相談	神戸地方事務局 人権擁護課	078-392-1821	人権擁護委員	電話 面接
県民相談	各種(8部門) 相談窓口	兵庫県民 総合相談センター	078-242-5355 ☎078-242-5360	相談員	来訪 電話 文書
女性問題相談	なやみ相談 (女性対象) 男性のための相談 (男性対象)	県立男女共同 参画センター	078-360-8511	相談員	電話 面接等
女性相談	DV相談	女性家庭センター	078-360-8551	心理カウンセラー (女性)	電話 面接
ひょうごっ子 悩み相談	児童生徒の悩みや 子ども教育に関 する悩みについて	ひょうごっ子 相談センター 各教育事務所分室	078-360-8553	臨床心理士 (男性)	電話
ひょうごっ子 「ネットいじめ 情報」相談	インターネット上の トラブル等の相談	ひょうごっ子 「ネットいじめ情報」 相談窓口	078-732-7700	相談員(女性)	電話
外来相談・福祉 ダイヤル相談	不登校問題を中心 に心の悩みの相談	県立清水が丘学園	0120-0-78310	カウンセラー・ 教育相談員・ 指導主事	電話 面接
児童虐待防止 24時間 ホットライン	児童虐待に関する 相談	中央子ども家庭センター 西宮子ども家庭センター 川西子ども家庭センター 姫路子ども家庭センター 豊岡子ども家庭センター	06-4868-3395 ☎06-4868-3396	相談員	電話 FAX等
認知症・高齢者 相談	高齢者とその家族 の認知症・介護・ 虐待に関する悩み など	兵庫県民総合相談 センター	078-943-0501	精神科医師 心理治療士	来訪 電話
身体障害者 知的障害者 精神障害者 相談員	福祉制度・生活・ 医療・施設入所・ 社会復帰など	各実施場所によって異なります。 詳細は、各市町障害福祉担当へ	078-921-9119 0798-74-9119 072-759-7799 079-294-9119 0796-22-9119	電話相談員	電話
障害者 ホットライン	身体障害者にかか る各種相談指導 知的障害者にかか る各種相談指導 精神障害者にかか る各種相談 聴覚障害者にかか る各種相談指導	兵庫県 身体障害者福祉協会 兵庫県 手をつなぐ育成会 兵庫県精神福祉 家族会連合会 県立聴覚障害者 情報センター	078-360-8477 078-230-9545 ☎078-230-9553 078-242-4644 ☎078-242-4069 078-891-3886 078-805-4175 ☎078-805-4192	看護師等 (認知症の人と 家族の会員) 相談員	電話 来訪 電話等 電話 FAX 文書 電話 FAX

P.4

1. 人権の世紀とするために

人権尊重の社会をめざして
人権課題に共通する意識(偏見や差別意識)について

P.6

2. 人権の発展

人権のはじまりと広がり

P.8

3. 人権への取り組み

国際社会における取り組み
持続可能な開発目標(SDGs)
日本の取り組み
兵庫県の取り組み

P.13

4. 日本国憲法で保障されている基本的人権

自由に生きる権利(自由権)/平等の権利
人間らしく生きる権利(社会権)
参政権/請求権

P.16

5. 人権文化について

「人権文化をすすめる県民運動」について
人権感覚を磨きましよう
日々の行動から取り組みましよう
日常生活における人権
(家庭と人権、学校と人権、地域と人権、職場と人権)

P.27

6. ささまざまな人権課題

女性/子ども/高齢者/障害のある人/同和問題(部落差別)
外国人/HIV感染者・ハンセン病患者等
刑を終えて出所した人/犯罪被害者等
インターネットによる人権侵害
北朝鮮当局によって拉致された被害者等
ホームレス/性的少数者
人身取引(トラフィッキング)/アイヌの人々/災害

P.46

7. 資料編

日本国憲法(抄)
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子
人権関係年表(国内)
兵庫県の主な人権相談窓口

人権の世紀とするために

人権尊重の社会をめざして

21世紀は「人権の世紀」とも呼ばれています。

20世紀には、二度の世界大戦が起こり、特に第二次世界大戦中においては、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

国際連合(以下、「国連」)は、1948(昭和23)年12月10日、第3回総会(ワリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」を採択しました。

「世界人権宣言」は、基本的な人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

さらに、地球上の誰一人取り残さないことをめざして2015(平成27)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」も世界人権宣言をその理念の一つとしています。

日本においても、未だに生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しています。いじめや児童虐待、また、スマートフォンなどの普及と

相まって、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような書き込みなど悪質な事案も急増しています。このほか、企業などでは、長時間労働による過労死や各種ハラスメントといった社会問題が発生しています。こうした中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。この機会に、外国人や障害のある人などに対する偏見や差別意識を解消し、さまざまに違いを超えて、誰もが安心して生活することのできるユニバーサル社会を築くことが大切です。相手を思い、支え合う心を持つとともに一人ひとりが人権感覚と意識を高め、人権尊重の社会を築き、次世代に承継していかねなければなりません。

そこで、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、人権について考えてみましょう。



2016.6.3

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)施行

2019.5.24

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行
「アイヌ文化振興法」廃止

2016.12.14

「再犯の防止等の推進に関する法律」施行

2019.6.5

「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)一部改正(公布)

2016.12.16

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行

2019.9.7

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」一部改正
「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
「児童虐待防止法」、「児童福祉法」一部改正

2017.1.1

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)改正

2017.1.1

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)改正

2019.6.19

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム・有期雇用労働法)改正

2017.1.3

「ストーカー行為等の規制に関する法律」(ストーカー規制法)改正

2017.12.15

「再犯防止推進計画」閣議決定

2020.6.1

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)一部改正

2018.6.8

「生活困窮者自立支援法」一部改正

2019.4.1

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法:労働基準法、労働安全衛生法)順次施行

2019.4.1

「出入国管理及び難民認定法」改正

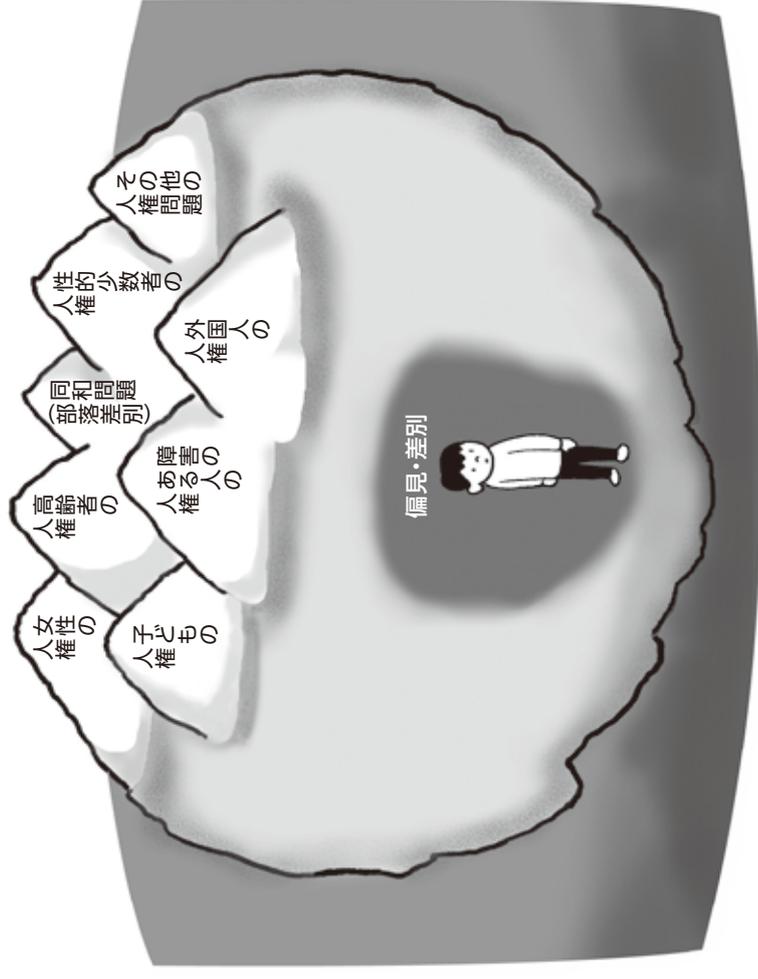
2005.4.1	「犯罪被害者等基本法」施行	2009]策定
2005.4.1	「発達障害者支援法」施行	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2005.10.21	「介護保険法」改正	2010.4.1
2006.4.1	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行	2010.12.17
2006.4.1	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正	2011.3.25
2006.4.1	「公益通報者保護法」施行	2011.4.1
2006.4.1	「障害者自立支援法」施行	2011.5.25
2006.6.23	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)施行	2012.3.21
2006.12.20	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行	2012.10.1
2008.6.1	「更生保護法」施行	2013.6.30
2008.6.6	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択	2013.9.28
2009.4.1	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)施行	2013.10.3
2009.4.1	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行	2014.11.1
2009.12.22	「人身取引対策行動計画	2016.4.1
		2016.4.1
		2016.4.1
		2016.6.1

海に浮かぶ氷山は、水面上にあらわれ
ている部分のごく一部であり、ほとんどの
部分は水面に沈んでいます。私たちの
社会にあるさまざまな人権課題は、ちよ
うどこの氷山の一角として水面上にあら
われている部分といえます。

水面上の個々の問題を解決するために
は、温かい海水が氷面下の氷を溶かして
いくように、私たちの暮らしの中で人を思
いやり、大切にし、お互いを認め合えるよ
うな温かい人間関係を育み、心のつなが
りをもつことが必要です。

同和問題(部落差別)やインターネット
による人権侵害などととも、女性や子
ども、高齢者や障害のある人、外国人な
どに関する問題、東日本大震災に起因す
る人権問題など、さまざまな人権課題の
根底には「偏見や差別意識」があります。
一つの課題について正しく理解し、気
づき、具体的に行動していくことは、他の
課題についても理解を深めることにつな
がります。

決して他人事とせず、自分自身のことと
して受けとめ、向き合う姿勢が大切です。



2 人権の発展

「人権」とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて生まれながらに有する優すことのできない固有の権利であり、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものであって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

人権のはじまりと広がり

▶初めての人権宣言

「人権」という考え方のルーツは、17世紀頃からヨーロッパを中心に見られます。国王が権力を握る専制政治を倒そうとする民衆の動きが生まれ、市民革命へと発展しました。その典型がフランス革命です。

そして、世界で初めての人権宣言である「フランス人権宣言」(1789年)が生まれました。この中で、人間であれば、どれもが生まれながらに有する権利、つまり、人権の不可侵性とその尊重が宣言されました。

▶広がる人権

フランス人権宣言で宣言された人権は、当時の社会状況を反映して、国家によるさまざまな制限から個人を解放することを目的とする「自由権」が中心でした。

その後、人権は、多くの人権宣言や各国の憲法などで取り入れられるようになりますが、その内容は時代や社会の変化とともに広がりを見せ、多様に発展してきています。

①自由権

最初に主張された人権の内容は、「自由権」、「自由権的基本権」と言われる権利で、表現の自由や信教の自由、職業選択の自由、居住・移転の自由といった、個人が国家の制限から自由であることにより実現される権利です。

②社会権

時代が移り、自由権と区別され主張されるようになった権利は、国家が積極的に個人に対して保障する権利で、「社会権」、「社会権的基本権」、「生存権」などといわれる権利です。具体的には、社会保障を受ける権利、教育を受ける権利、労働基本権などの人として最低限度の生活を営むことを保障する権利であり、社会的平等を保障する権利のことです。

③新しい人権

1970年代以降、開発途上国などを中心にさまざまな種類の人権が提案されて

1999.11.1

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行

2001.7.1

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行

2000.4.1

成年後見制度改正(「民法」一部改正等)

2001.10.13

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行

2000.4.1

指紋押捺全廃(「外国人登録法」一部改正)

2001.12.21

人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」(諮問第2号)に対する追加答申)を提出

2000.10.1

「民事法律扶助法」施行

2001.12.28

「高齢社会対策大綱」閣議決定

2000.11.1

「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」[「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)施行]

2002.3.15

「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定

2000.11.15

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行

2002.4.1

「改正育児・介護休業法」施行

2000.11.20

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行

2002.5.27

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行

2000.11.24

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行

2002.8.7

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)施行

2000.12.6

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)施行

2002.10.1

「身体障害者補助犬法」施行

2001.5.25

人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」(諮問第2号答申)を提出

2002.12.24

「個人情報の保護に関する法律」施行

2004.7.16

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行

人権関係年表(国内)

1947.9.1	「労働基準法」制定	の普及及び啓発に関する法
1947.12.12	「児童福祉法」制定	律」(アイヌ文化振興法)施
1948.12.21	「民法」改正	行。「北海道旧土人保護法」
1950.5.4	「生活保護法」制定	廃止
1969.7.10	「同和对策事業特別措置法」 (同対法)施行	「人権教育のための国連10
1982.4.1	「地域改善対策特別措置法」 施行	年」に関する国内行動計画」 策定
1986.4.1	「雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保 等女子労働者の福祉の増進 に関する法律」(男女雇用機 会均等法)施行	60歳以上 定年制義務化 (「高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律」(高年齢者雇 用安定法)一部改正)
1987.4.1	「地域改善対策特定事業に 係る国の財政上の特別措置 に関する法律」(地対財特 法)施行	障害者雇用率(1.8%)の設定 (「障害者の雇用の促進等に 関する法律」(障害者雇用促 進法)一部改正)
1993.12.3	「障害者基本法」施行	「精神薄弱の用語の整理の ための関係法律の一部を改 正する法律」(精神薄弱者か ら知的障害者への用語改 正)施行
1994.9.28	「高年齢者・身体障害者が円滑 に利用できる特定建築物の 建築の促進に関する法律」 (ハートビル法)施行	「感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関す る法律」(エイズ予防法等の 統合)施行
1995.12.16	「高齢社会対策基本法」施行	「男女共同参画社会基本法」 施行
1996.4.1	「らい予防法」廃止	人権擁護推進審議会「人権 尊重の理念に関する国民相 互の理解を深めるための教 育及び啓発に関する施策の 総合的な推進に関する基本 的事項について」答申
1996.12.13	男女共同参画推進本部「男 女共同参画2000年プラン」 を決定	
1997.3.25	「人権擁護施策推進法」施行	
1997.3.31	「地対財特法」の一部改正	
1997.6.18	「男女雇用機会均等法」改正	
1997.7.1	「アイヌ文化の振興並びにア イヌの伝統等に関する知識	

せています。例えば、発展の権利、自決
権、平和的生存権、地球規模での安全な
環境への権利などがこれにあたります。
自由権が第一世代、社会権が第二世代、
そしてこれらの権利が第三世代の人権で
あるというとらえ方もあります。戦争や地
球環境の悪化により人類の生存自体が困
難になれば人権も無意味になることか
ら、この新しい「第三世代の人権」が第一
世代、第二世代の人権の基礎であるとも
されています。

この背景には、二度にわたる世界大戦、
地域的な経済格差の拡大や環境破壊な
ど国境を越えた問題があります。第三世
代の人権について、現在、さまざまな意見
が交わされています。

一方、日本など先進国においても、高度
情報化などの社会の変化に伴い、プライ
バシー権や肖像権といった権利が主張さ
れています。

▶あらゆる人々に人権を

「世界人権宣言」(1948年)を契機とし
て、人権は、あらゆる人々に普遍的に存在
しているという考え方が広がりました。

第二次世界大戦以降は、人権の尊重が
平和の基礎となるとの認識のもと、国連
主導の各種人権条約などによって、他国
の人権状況についての国際的監視が行わ
れるようになっていきます。

人権は、もともと国家と個人の問題と
してとらえられていました。しかし、近年
では、企業が社会に対して大きな影響を
与える集団となってきていることを踏ま
え、企業についても国家と同様にさまざ
まな人々の人権に配慮し、尊重する責務が
あるとする考え方が広まってきています。

このように、人々の幸せを保障する人
権は、時代や社会、人々の生活が変化して
いく限り、これからもさまざまな広がりを見
せていくでしょう。



きたものです。

21世紀は「人権の世紀」ともいわれ
ます。そこには、戦争や環境破壊・汚染
を繰り返した20世紀の経験を踏まえ
るとともに、これまでの人権をめぐる
さまざまな努力を一齐に開花させるこ
とにより、21世紀をすべての人の人権
が尊重される平和な世紀にしたいとい
う願望が込められています。そして、す
べての国と国民が人間の尊厳を第一
に考え、人権の尊重があらゆる行動の
基準となることが期待されています。

21世紀は「人権の世紀」

日本国憲法第97条に「この憲法が
日本国民に保障する基本的人権は、人
類の多年にわたる自由獲得の努力の
成果であって、これらの権利は、過去
幾多の試練に堪え、現在及び将来の
国民に対し、侵すことのできない永久
の権利として信託されたものである」
とあります。人権は、もともと存在し認
められていたものではなく、人類の長
い歴史の流れの中で、人々が命をか
け、多くの試練を乗り越えて獲得して

3 人権への取り組み

国際社会における取り組み

▶▶世界人権宣言採択の経緯

20世紀に、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、かつてない人権の侵害や抑圧が横行した経験から、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えが主流になり、国連がつくられました。

その発足に先立って作られた国連憲章は、「人権及び基本的自由を尊重するよう」に助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げています。

そして、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会(パリ)において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権の尊重の原則を定め、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。世界の人人々にとって希望と励みの源となっており、この宣言により、人権を守る動きは大きく進んでいます。宣言の趣旨は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議にも用いられています。

▶▶世界人権宣言の内容

世界人権宣言は、前文と全30条の条文からなり、自由権(1～20条)、参政権(21条)、社会権(22～27条)にわけて規定しています。また、第29条では、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う」とし、「他人の権利及び自由を尊重しなければならず、民主的社會における道徳、公の秩序と福祉のため定められた法律の制限に服すべき」と、他者の人権への理解をうたっています。

▶▶人権関係諸条約

現在では、人権は国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が一般的になっていきます。世界人権宣言が採択された後も、この宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、多くの条約が国連で採択されています。中でも、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約は、1966(昭和41)年の国連総会において全会一致で採択されました。この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障

これまで希薄だった男性の家事、育児、介護への積極的な参加を促す。

(2) 学校等

・児童生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切である。
・幼稚園、保育所、認定こども園では、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努める。

・公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校では、人権教育を子ども発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置づけ、自然や地域などでの体験学習、高齢者や障害者、外国人等との交流活動等を取り入れた教育を推進する。
・教職員の人権意識の高揚など学習環境の整備を進める。

・大学では、自治の精神にも配慮しつつ、人権尊重の理念についての理解を更に深める。また、私立学校等にも同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励する。

(3) 地域

・県民が実践する場であり、子どもたちが自立心を育み社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っている。

・地域における様々な団体や組織による社会奉仕活動や交流活動、文化活動、スポーツ活動などを通じた自主的な取り組みが大切である。

・人権にかかわる学習情報、教材の提供など県民の自主的学習活動の支援を行う。
・教育及び啓発リーダーの育成や交流促進等のために市町等が実施する事業への支援を行う。

(4) 職場(企業等の事業所)

・雇用や賃金面での差別的な取り扱いやいじめ、セクハラ等の人権問題の解消を図り、人権が尊重される職場づくりを進めることが大切である。

・企業等の事業所内研修や地域における実践活動等の自主的な取り組みを促進する

ため、経営者等に対する啓発や研修を行い、事業所内研修に際しての情報や教材の提供等の支援を行う。

(5) 広域的な教育及び啓発活動

・人権にかかわるイベントや啓発資料の作成など広域的な啓発活動をはじめ、市町職員等の人材育成、情報収集・提供、調査・研究等を行う。

3. 県職員等への啓発

・人権尊重の理念に根ざした県政を推進するため、すべての県職員の研修の充実に努める。

・特に人権に関わりの深い①教職員、②警察職員、③消防職員、④医療・保健関係者、⑤福祉関係者の研修の充実に努める。

4. 身近な人権課題

(1) 女性、(2) 子ども、(3) 高齢者、(4) 障害者、(5) 同和問題、(6) 外国人、(7) 難病患者、HIV感染者等、(8) 犯罪被害者等、(9) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等、(10) インターネットによる人権侵害、(11) 様々な人権課題(刑を終えて出所した人たち、ホームレスの人たち、被災された人たち、アイヌの人々の問題、他、性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々など、新たに取組むべき課題など)

5. 指針の総合的・効果的な推進

・各部署が指針の趣旨に沿った施策を展開するとともに、「兵庫県人権施策推進会議」において各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図る。
・「兵庫県人権擁護推進懇話会」において、県民の意見を積極的に施策に反映させる。
・県、市町の人権関係機関及び人権関係団体のネットワークを構築し、効果的、効率的な推進を図る。

第8条(年次報告)

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

第1条(施行期日)

第2条(見直し)

第9条(財政上の措置)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施

兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子

平成13年3月 策定／平成28年3月 改定

指針の基本理念

人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指す。

指針の性格

- ・県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかる施策の総合的な推進について基本的な方向を示すものである。
- ・市町においては、県の施策と連携した取り組みを期待するとともに、県民や企業、団体等様々な主体にあっては、この指針の趣旨に沿った自主的な取り組みを期待するものである。

1. 人権尊重の理念

- ・一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要である。
- ・さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわられるようになることが大切である。

2. あらゆる場における教育及び啓発

- ・人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して

具体的に行われることが大切であり、生涯にわたって継続されることが大切である。

- ・家庭、学校、地域、職場といった県民生活のあらゆる場において、県民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進める。

(1) 家庭

- ・親等が模範を示しながら、遊びやしつけ、家事などを通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心を育み、基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切である。

- ・家庭の教育力を高めるため、子育てに関する相談・支援や学習の支援、親自らの人権学習の支援、親子の体験学習の促進などを行う。

のための国際的基準となつています。

これに加えて、人種差別撤廃条約や児童の権利条約、障害者権利条約など、国連が中心となり個別の人権保障のための条約が作成されており、日本も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されていきます。

▶人権教育のための国連10年

国連には、人権理事会、人権高等弁務官事務所など人権の保障を確保するためのさまざまな機関が設置されています。また、国際児童年や国際識字年などの人権に焦点を当てた国際年や国連10年などを定め、国際的な世論の喚起に努めています。

特に、1994(平成6)年の総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間に「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目標とし、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しました。これを受けて、世界各国では、人権に関する国内行動計画の策定など、さまざまな取り組みが進められてきました。

「人権教育のための国連10年」終了後も人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005(平成17)年「人権教育のための世界計画」を開始し、これまで初等中等教育や高等教育などに焦点を当てた行動計画がそれぞれ採択されてきました。2020(令和2)年からは、若者に焦点を当てることとなっています。

日本が締結している 主な人権関係条約

①国連採択年月日 ②日本の締結年月日

1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)
①1966.12.16 ②1979.6.21

2 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)
①1966.12.16 ②1979.6.21

3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)
①1965.12.21 ②1995.12.15

4 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)
①1979.12.18 ②1985.6.25

5 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)
①1949.12.2 ②1958.5.1

6 難民の地位に関する条約(難民条約)
①1951.7.28 ②1981.10.3

7 難民の地位に関する議定書
①1967.1.31 ②1982.1.1

8 婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)
①1953.3.31 ②1955.7.13

9 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)
①1984.12.10 ②1999.6.29

10 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
①1989.11.20 ②1994.4.22

11 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
①2000.5.25 ②2004.8.2

12 児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
①2000.5.25 ②2005.1.24

13 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)
①2006.12.20 ②2009.7.23

14 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)
①2006.12.13 ②2014.11.20

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001 (平成13) 年に策定された主に開発途上国向けのミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 (平成27) 年9月の国連サミットで採択された2030 (令和12) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、前文では、「極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅すること

が最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」と認識されており、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。なお、人権分野は17のゴールの多くに関連しています。



第25条(生存権、国の社会的使命)
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(②略)

第27条(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(②、③略)

第26条(教育を受ける権利、教育の義務)
すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第97条(基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行

第1条(目的)

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条(国の責務)

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2条(定義)

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいひ、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

第6条(国民の責務)

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄するよう努めなければならない。

第3条(基本理念)

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民

第7条(基本計画の策定)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

世界的に人権尊重の気運が高まる中で、日本も、戦後、人権に関する多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わりました。「世界人権宣言」採択当時、日本はまだ連合軍の占領下にあり、国連にも加盟していませんでしたが、主権を回復することになった1951(昭和26)年のサンフランシスコ平和条約の前文では、「世界人権宣言の目的を表現するために努力」する意思を宣言しました。それとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたる人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進を図ってきました。

1997(平成9)年には、「人権教育のたの国連10年」に関する「国内行動計画」が策定されました。人権という普遍的な文化を構築することを目的に、国の各庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供等の

実施や重要な人権課題に対する積極的な取り組みが行なわれてきました。

また、1996(平成8)年には「人権擁護施策推進法」が制定され、2000(平成12)年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が公布・施行されました。(P47参照)

この法律に基づき、国は「人権教育のための国連10年」の「国内行動計画」などを踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002(平成14)年に閣議決定しました(平成23年4月一部変更、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を追加)。この基本計画に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する一方、個別の人権課題に関する法整備を行うなど、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを進めています。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日 公布／昭和22年5月3日 施行

第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等・貴族の禁止・栄典)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(②、③略)

第19条(思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条(信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条(集会・結社・表現の自由・通信の秘密)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条(居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条(学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

第24条(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(②略)

「人権デー」と「人権週間」

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、国連加盟国等に対し、人権啓発・教育活動を推進するためのさまざまな行事を実施するよう呼びかけています。

日本では、この「人権デー」を最終

日とする一週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

県では、「人権のつどい」(講演会、コンサート等)を開催し、人権週間の意義を広く周知し、人権意識の普及・高揚を図っています。



はははタン's Memo
人権キーワード

兵庫県を取り巻く環境は大きく変化しています。本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進むとともに、人工知能などの革新技術の進歩が産業や暮らしを変え、頻発する自然災害は暮らしの安全安心を脅かしています。

県では、こうした時代の転換期の中で兵庫の未来を確かなものとし、進むべき道を県民と広く共有するため、2019(令和元)年に「兵庫2030年の展望」を策定し、「すこやか兵庫」の実現をめざし、共生の心を育む人権教育などの推進や地域における支え合いの強化や多文化共生の推進に取り組んでいます。

少子高齢化や社会の国際化・情報化などに伴い、人権課題も複雑・多様化しています。そのようなか、2001(平成13)年に策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成28年改定)に基づき、家庭や学校、地域、職場などのあらゆる場における教育及び啓発を進めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民すべてがお互

いを認め合う人権文化に満ちた社会の実現に向けて、2004(平成16)年度から各市町や関係団体等とともに「人権文化をすすめる県民運動」を展開しています。(※P16参照)

さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題(部落差別)、外国人、HIV感染者等の人権課題については、各個人の計画等に基づき、それぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、啓発をはじめ研修、相談、研究事業等を展開しています。

学校教育や社会教育においても、「人権教育基本方針」(平成10年3月策定)に基づき、自己実現と共生をめざして人権教育を推進しています。

今後とも、人権の尊重をめぐる国内の動向や、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえながら、すべての県民の「共生の心」を培うことにより、不当な差別がないことを実感できる、人権の尊重される社会づくりをめざして積極的な取り組みを進めていきます。

2020(令和2)年1月17日は、阪神・淡路大震災から25年の節目となりました。県では、震災で得た経験と教訓を地域や世代を超えて継承・発信するため、「震災を風化させない」「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」を基本コンセプトに、阪神・淡路大震災の経験と教訓を広く発信するとともに、「災害文化」の醸成をめざし、安全な社会づくりに向け歩む決意を引き続き発信します。

また、2011(平成23)年に発生した東日本大震災やそれに伴う福島第一原発事故、さらに近年では全国各地で発生する集中豪雨などの災害により、多くの人が避難生活を余儀なくされています。このように、災害は人々の暮らしのすべてを奪い、理不尽な苦しみを強いるもので、こうした事態そのものが被災者の

人権を大きく損ないます。

また、避難生活の長期化に伴うトラブルや、放射線被ばくについての風評などに基づく差別的取扱いなど、さまざまな人権問題が発生しています。中でも、高齢者や障害のある人、言葉の壁のある外国人など、いわゆる「要配慮者」と言われる人たちが受ける困難は、より大きなものになります。

災害時の人権侵害を防ぐためには、改めて「基本的な人権の尊重」の原点に立ち返って考えることが大切です。

ハード面の支援だけでなく、「人と人をつながり」といったソフト面の支援を継続していくことにより、つながりの輪を広げていくことが、被災者の人権を守ることに繋がります。

ひょうごボランティアプラザとは

兵庫県は1995(平成7)年の阪神・淡路大震災で大きな被害を受けました。被災者を支援するため、多くの方がボランティア活動に参加し、ボランティア団体やグループが多く生まれたことから、同年はボランティア元年とも呼ばれています。その後、兵庫県では活発にボランティア活動が行われています。ひょうごボランティアプラザは、



「市民自律社会を支えるアクトエイブ・シニアズシニアップ(主体的・能動的市民参加)の形成」と、「NPO・企業・行政のパートナーシップの確立」の促進をめざして、事業を展開しています。また、阪神・淡路大震災の経験から生まれた機関として、災害ボランティア活動の県域支援拠点を担うなど、災害ボランティア活動の支援を行っています。

地球と若葉

兵庫県人権啓発活動シンボルマーク

国や環境や男女に関係なく、共に明日の地球を育もうというメッセージをこめています。手を取り合うことで生まれた希望の若葉は、心を表すハートの形をしています。



人身取引(トラフィッキング)

「人身取引(トラフィッキング)とは、性的搾取、強制労働などを目的として、女性や子どもなど立場の弱い人々を獲得、輸送、引き渡し、収受する行為であり、重大な人権侵害です。

また、労働搾取や臓器摘出など、男性も被害の対象となり得ます。

人身取引対策に関する関係省庁では、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で

毅然とした態度を示す

決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な認知及び保護を推進しています。

人身取引をなくすためには、その実態を知り、社会全体の問題として認識する必要があります。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々が憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならぬのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対して、学校や就職、結婚などで偏見や差別が起きています。

1997(平成9)年に、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が成立しました。そして、2007(平成19)年、「先住民族の権利

に関する国連宣言」(先住民族権利宣言)が採択され、翌年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、公的にアイヌの人々が先住民であると認められました。

2019(令和元)年には、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ新法)が成立しました。

歴史、文化、伝統を理解しよう

4 日本国憲法で保障されている基本的人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、包括的な規定とさまざまな人権の個別、具体的な保障規定の中に明文化されています。また、人権を守るために、参政権や請求権も保障されています。

言いかえると、日本国憲法は日本の人権宣言であると言えます。

▶自由には生きる権利(自由権)

人はだれでも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていくことができます。どんな人生を築くかは個人の自由であり、強制されるものではありません。

自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のとおり保障しています。

① 身体の自由

身体の自由は人としての基本です。人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりしてはなりません(第18条)。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることが許されないことはいままでもありません(第31条)。権力者の一方的な考えで人々を逮捕または抑留・拘禁したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることをもろろん禁止されています(第33～36条)。

② 精神の自由

精神の自由には、思想・良心の自由など人間の心の中の自由とそれを外に動かかって表現する自由の二つの意味が含まれています。精神の自由が保障されなければ、人々の心の働きは侵され、人間らしさも失われてしまいます。日本国憲法では、思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・集会・結社の自由(第21条)として認められています。

③ 経済活動の自由

経済活動の自由には、財産活用(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第22条)などが含まれています。

現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、勝手に財産が奪われたりすることはありません。豊かな生活をめざして、自由な創意や努力を重ね、起業することもできます。

▶▶ 平等の権利

人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱われなければならない。差別は人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。

平等の権利は、市民革命以来、自由に生きる権利とともに求められ、ついに法の下で、だれもが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが「法の下での平等」という原則で、すべての人権の基盤となるものです。

日本国憲法では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)とされています。

▶▶ 人間らしく生きる権利(社会権)

すべての人間が人間らしい豊かな生活を送ることができるよう、国民が国家に対して保障を要求する権利(社会権)は基本的人権として認められています。

日本国憲法は、生存権(第25条)・教育を受ける権利(第26条)・労働者の諸権利(第27、28条)の三つの社会権を保障しています。

① 生存権

すべての人間に人間らしいと言えるような生活を保障するという生存権は、1919年にドイツで制定されたワイマール憲法で、資本主義国の憲法として初めて認められました。第二次世界大戦後は、世界人権宣言や、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりました。

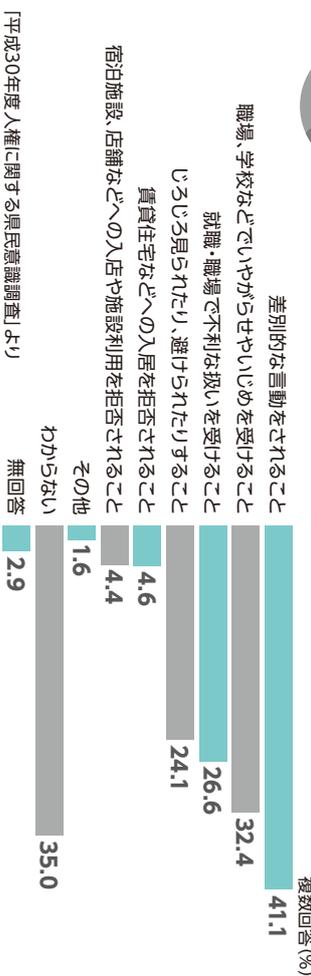
日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを国の責務としています。

② 教育を受ける権利

人間には、未知の世界を探索したい、豊かな知識や高度な技術を習得したいという欲求があります。また、子どもには、自分の生活を自分で決められるよう、精神的にも成長して自立したいという欲求があります。これらの欲求は、「教育を受ける権利」として保障されています。この権利によって、一人ひとりが人間としての個性や能力を伸ばし、主権者としての自覚と判断力を培っていくのです。

性同一性障害者に関して、今起きている人権問題

生物学的な性どころの性が一致しない性同一性障害者に関し、あなたは現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇は3つまで)



LGBlとSOGI

「LGBT」とはレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた総称。「SOGI」とは性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった総称。

Lesbian	レズビアン	女性の同性愛者
Gay	ゲイ	男性の同性愛者
Bisexual	バイセクシュアル	両性愛者
Transgender	トランスジェンダー	心と身体の性が一致しない人 性自認(GI)

※同性愛・両性愛は精神疾患(病気)ではありませんが、世界保健機関(WHO)「国際疾病分類(ICD)」では「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」として精神疾患リストから除外しています。厚生労働省や日本精神神経学会も同様の基準を採用しています。

※性同一性障害とは、トランスジェンダーのなかで、医療機関を受診し、心と身体の性が一致しないと診断された人たちに對する医学的な診断名です。世界保健機関(WHO)「国際疾病分類(ICD)」では、病気ではなく、違和や偏見からくる苦痛に関しては医療サポートがあるとしています。

アウトティング(暴露)は絶対にしない!

本人の了解を得ずに、本人が公にしている性的指向や性自認をその他の人に伝え、広まってしまうことを「アウトティング」(Outing)といいます。アウトティングは重大な人権侵害です。絶対にしないように十分注意しましょう。※本人が表明することは「カムイングアウト」(Coming Out)と言います。

性的少数者の人権

性の多様性を理解しよう

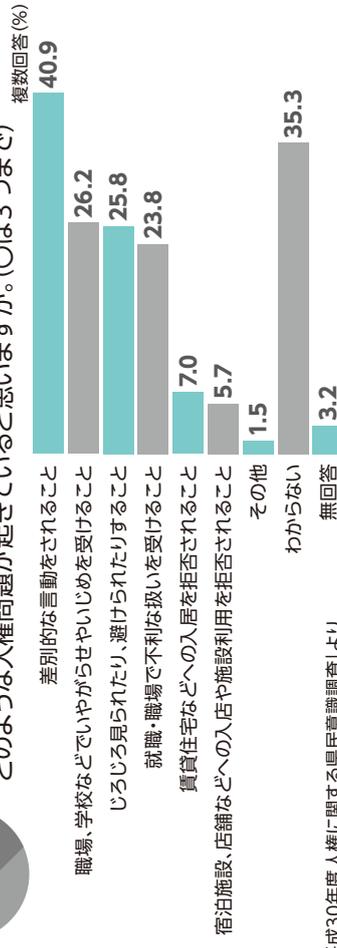
性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示すことを言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。特に、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては根強い偏見があり、同性愛者、

両性愛者の人々は場合によっては自らの居場所を追われることさえあります。現在では、性的指向を理由とする差別的取扱いが不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があるのが現状です。

性的指向はさまざまであることを認識し、偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性的指向に関して、今起きている人権問題

異性愛、同性愛などといった性的指向に関し、あなたは現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(○は3つまで)



〔平成30年度人権に関する県民意識調査〕より

性自認とは、自分で自分の性をどのよう認識しているのか、自分の感覚としてどのようなアイデンティティ(性同一性)を持っているかを示す概念で「この性」と呼ばれることもあります。

多くの人は、性自認(このころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致していませんが、この両者が一致しない人はそのため違和感を覚えたり、身体の手術による性の適合を望んだりすることもあります。また、偏見の目を向けられたり、職

場などで不適切な扱いを受けたりすることがあります。

2004(平成16)年に「性同一性障害特例法」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。(平成20年に改正法によって要件を緩和)

性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

今日では、国民の「教育を受ける権利」を保障するために、義務教育を無償とし、国や地方公共団体に学校の建設や教員の配置などの教育条件を整備していくことを義務づける法律が定められています。

③労働者の権利

日本国憲法では、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条)と定め、すべての人に労働の機会を保障しています。

また、労働者が労働組合をつくること(団結権)、労働組合が資金などの労働条件について雇い主と交渉すること(団体交渉権)、労働条件の改善のためにストライキなどを行う争議行為(団体行動権)を認めています(第28条)。これらをまとめて、労働基本権(労働三権)と言います。

参政権

日本国憲法は、国民自身が主権者として政治に参加する権利、参政権を定めています。国民はこの権利によって権力を国民の意思の下におき、人権を守ることができるのです。

参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)と代表に立候補する権利(被選挙権)です。

また、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること(請願権(第16条)、さらに、最高裁判所裁判官の国民審査権(第79条)、市区町村など地方公共団体での住民投票権(第95条)、憲法改正の国民投票権(第96条)なども、重要な参政権です。

請求権

権利を侵害されたり、不当に不利益を受けたとき、損害の回復が保障されることも大切な権利です。国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができます(第32条)。公務員の不法な行為によって損害を受けた人や、裁判で無罪になった人が償いを請求する権利(第17条、第40条)も保障されています。

5 人権文化について

「人権文化をすすめる県民運動」について

▶▶人権文化

「人権」とは、人と人がお互いの違いを認めて、人間が生まれながらに有する人間らしく幸せに生きていくための大切な権利であると言われています。

県では、日常生活の中で、人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざしています。私たちの日常生活では、豊く生活することや、箸を使って食事をすることが普通にいられていて、特に意識することはありません。人権というものも同じように身近なところがあり、意識せずとも日常の行動において自然な形であらわれるようになればいい、そんな願いが「人権

文化」という言葉に込められています。

例えば、混んだ電車やバスでお年寄りや身体に障害のある人に声をかけたり、自然に席を譲る行動をとることであり、雨の日に車で走行中に歩行者を見かけたとき、車のスピードを落として、泥水がかからないように相手のことを考えた行動をとることなどで、難しいことではありません。

▶▶人権文化をすすめる県民運動

このような「人権文化」の考えが広く定着するように、県が市町とともに推進している啓発活動として、以下のような取り組みがあります。

ひょうご・ヒューマンソングスライバル、人権のつどい

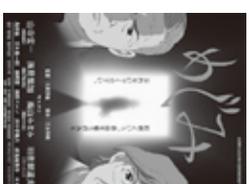
講演、コンサート、体験コーナー、展示や交流などのさまざまな催しによる学びや気づきを通して、人権を身近に感じ、大切なものとして日常生活の中での実践につなげるため、8月の「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間の主要行事として、「ひょうご・ヒューマンソングスライバル」を開催しています。

また、人権週間(12月4日～10日)には、講演会やミニコンサートなどによる「人権のつどい」を開催しています。



北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」

1977(昭和52)年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様相を描いた25分のドキュメンタリーアニメです。



ブルーリボン運動



「拉致被害者の生存と救出」を願う人が誰でもその意思表示ができるようにするために展開されている運動です。日本と北朝鮮を隔てる日本海のと、拉致被害者の家族を結び青い空をイメージしています。県では、県庁1号館及び2号館の受付で希望者に配布するとともに、併せて署名へのご協力をお願いします。

ホームレスの人権 自立を促すために

仕事の減少、倒産や失業、病気やけがなどが原因でホームレスとなった人々の中には、自立の意志をもつにもかかわらず、偏見や差別の対象になる人が少なくありません。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などもたびたび発生しています。

こうした中、2002(平成14)年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が成立し、地方公共団体は就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。

また2015(平成27)年施行の「生活困窮者自立支援法」(困窮者支援法)により、福祉の観点から実施しているホームレ

ス対策については、さらに生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化などが図られています(平成30年、一部改正)。

県では、「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」(平成22年、令和2年一部改定)を策定し、国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置して、ホームレスに関する問題解決を図っています。

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別を解消するよう、地域社会の理解と協力が必要です。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人權

関心をもつことから解決へ

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者と認定されています。うち兵庫県関係者には田中実さんと有本恵子さんがいます。他にも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

2002(平成14)年9月に北朝鮮当局は日本人拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の拉致被害者について、いまだに北朝鮮当局から納得のいく説明はありません。

このような状況に対し、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人權侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人權侵害問題啓発週間」としました。

また、2011(平成23)年4月の閣議決

定により「人權教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、拉致問題等の解決に向けた、国民各層や国際社会の関心と認識を深めるため、啓発・広報活動をはじめさまざまな取り組みが進められています。

北朝鮮当局による拉致問題は絶対許されるものではありません。拉致被害者の無事の帰還を望む心情に応え、国を挙げて全力で真相の解明がなされなければなりません。

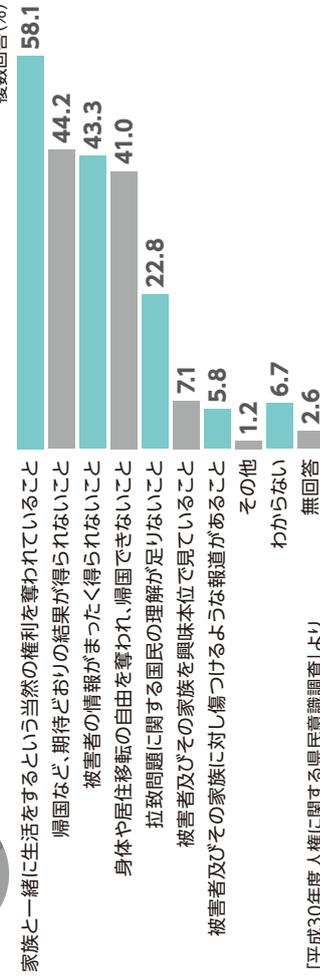
県では、2002(平成14)年から拉致問題の真相解明と解決に向けて幅広く県民の皆様との協力を得るため、ブルーリボン運動を推進し、署名活動も行っています。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人權侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題を喫緊の国民的課題として関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人權問題

北朝鮮当局によって拉致(らち)された被害者等に関し、あなたは現在、

特にどのような人權問題が起きていると思いますか。(○は3つまで)



「平成30年度人權に関する県民意識調査」より

人權研修

県・市町職員や企業経営者、警察・消防職員、医療・福祉関係従事者などを対象とした人權研修を実施するほか、県内の住民学習会やPTA研修会、企業の研修会などに人權研修講師を派遣し、人權意識の普及・高揚を図っています。



人權問題文芸作品「のじぎく文芸賞」の公募

人權に関する文芸作品を募集し、優れた作品については表彰し、作品集として発行するほか、啓発資料として活用しています。



人權啓発広報

「人權文化をすすめる県民運動」推進強調月間や人權週間の意義などについての県民の理解を深めるため、新聞・ラジオ・ポストター・インターネットなどの広報媒体を活用するほか、人權情報誌「さすな」を作成し県内に配布するなど広域的な啓発を推進しています。



スポーツチーム等と連携・協力した人權啓発活動

人權をより身近に感じるとともに、スポーツを通して互いに協力することや思いやりなどの大切さを感じ、人權意識の高揚を図るため、著名なスポーツチームなどと連携・協力して人權啓発活動を行っています。



人権啓発ビデオの制作

研修会などで映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるよう人権啓発ビデオを制作しています。

年度	作品タイトル	テーマ
令和元年	「サラリーマン ～あなたの言葉で～」(36分)	<p>【SNS時代における外国人の人権】</p> <p>主人公・珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミラソングに対し、様々な「違い」を「壁」と捉え、面倒な存在だと感じてしまふ。しかし、自分とは異なる文化や考え方を持つミラソングとの対立や交流を通して、異なる文化の人たちを、共に未来をつくる新しい存在として尊重し、多文化共生社会の実現をめざす内容となっている。</p> <p>【出演者】真飛聖、川、金子昇、草村礼子</p>
平成30年	「君が、いるから」(33分)	<p>【子ども・若者の人権】</p> <p>【幸せにつながる社会をめざして】</p> <p>母親からの心理的虐待に悩む若者「葵」が主人公。生き方を制限され、自己肯定感の低い主人公も、コンビニエンスストアを舞台とした「ほんの小さな冒険」をきっかけに少しずつ変わっていく。</p> <p>人と人との関わり支え合いながら希望の種をまいていく、そんな社会の実現をめざす内容となっている。</p> <p>【出演者】工藤綾乃、寺田農、小林綾子、中村玉緒</p>
平成29年	「あした 咲く」(36分)	女性の人権(ともに輝ける社会をめざして)
平成28年	「風の匂い」(34分)	障害のある人の人権(共に生きることのよさび)
平成27年	「ここから歩き始めよう」(34分)	高齢者の人権(認知症と共に生きる)
平成26年	「あなたに伝えたいこと」(36分)	インターネット時代における同和問題
平成25年	「ヒーロー」(34分)	無縁社会と家族(生きること つながること)
平成24年	「ほんとの空」(36分)	意識と人権(あなたの思いを わたしのために)

インターネットと人権 見えない相手への思いやり

インターネットやSNSは、だれでも手軽に情報を受信・発信できる便利なメディアとして急速に普及し、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

しかし、匿名(実際には発信元の特定は可能)で簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が掲載、拡散されるなど、人権に関わる問題が発生しています。特に子どもが、保護者の目の届かないところで犯罪被害等のネットトラブルにあう事例が多発しています。

例えば、青少年の性を売り物にした、いわゆるJKビジネスの出現やSNSなどを通じて児童ポルノ自撮り被害の増加など、青少年の健全な育成が阻害されるおそれが増大しています。

このような状況に対し、表現の自由に配慮しつつ、人権を侵害する悪質な情報

の掲載に対する法的な対応や業界の自主規制による対策が進みつつあります。

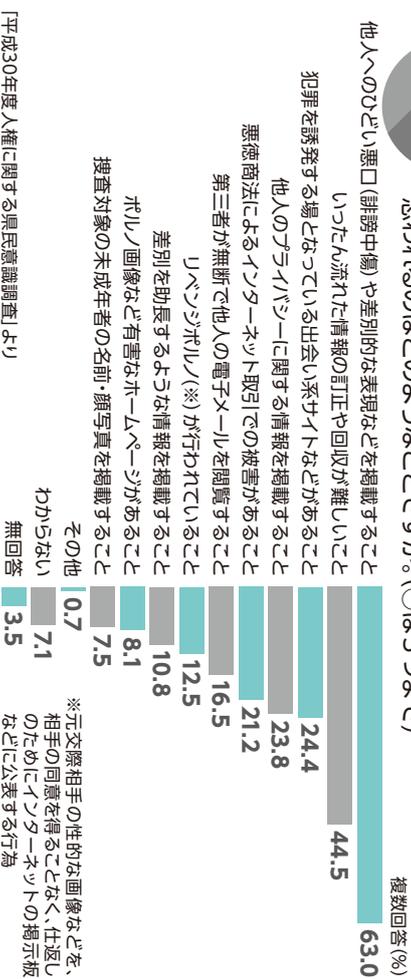
県では、2009(平成21)年に「青少年愛護条例」を改正し、18歳未満の青少年が携帯電話契約時にフィルタリングを利用しない場合、保護者に対し正当な理由の申出書の提出を義務付けるなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護するさまざまな取り組みを進めています。

また、2016(平成28)年には、青少年のインターネット利用に関する基準づくりを県内全ての人々で支援する規定を定め、青少年が安全・安心なインターネット利用について主体的に考える取り組みを進めています。

なお、在留外国人及び同和問題(部落差別)に係る悪質な書き込みに対して、2018(平成30)年度からインターネット・モニタリング事業を実施しています。

インターネットを悪用した人権侵害に関する意識

インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)



平成30年度人権に関する県民意識調査より

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人などに対しては、まだまだ根深い偏見や差別意識があります。就職やアパートなどへの入居に関する差別や、悪意のある噂や地域社会からの拒否的な感情など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

また、本人だけではなく、その家族や親族も地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。2017(平成29)年には、刑を終えて出所した人などが再び社会を構成する一員となることへの支援についても基本理念

同じ社会の一員として

とした「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。県でも2019(平成31)年3月に策定した「第5期地域安全まちづくり推進計画」で、更生支援と再犯防止の取り組みを施策の新たな一つの柱として示しました。

刑を終えて出所した人などが、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の温かい理解と協力がが必要です。

犯罪被害者等の人権

周囲の人々の理解と社会的な対応を

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに関する精神的負担や経済的・時間的な負担に苦しんでいます。さらに、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活を侵害される苦痛にさらされがちです。

そのため2005(平成17)年には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められ、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護が図られています。

また、県では、2010(平成18)年に施行した「地域安全まちづくり条例」に犯罪被害者等支援に取り組むことを明記し、「第5期地域安全まちづくり推進計画」においても、犯罪被害者等の支援の充実を施策の新たな一つの柱として示しました。

犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷、興味本位の報道などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が求められます。

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

電話相談、面接相談、その他の活動を通じて、犯罪・性被害・交通事故や災害の被害者、その家族の悩みの解決及び被害者等の心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的としています。

電話相談
(無料)

犯罪被害全般(ひょうご被害者支援センター)

TEL:078-367-7833

性暴力被害専用(ひょうご被害者ケアセンター)

TEL:078-367-7874

市町での取り組み

県内各地で、さまざまな取り組みが行われています。市町での取り組みの一部を紹介します。

市町の取り組み①

学習資料:姫路市

住みよいまちづくりは 人権尊重で

～ふれあい、学び、発信する～
市民学習資料「ともに学ぶ」

姫路市では、「人権文化に満ちた社会の実現」をめざして、1971(昭和46)年から小学校区ごとに「校区人権教育推進委員会」を組織し、町別学習会や交流行事等を通して差別のない住みよいまちづくりに取り組んでいます。町別学習会等の学習資料として作成している「ともに学ぶ」は、イラストの表と裏で人権に関する違いを見つけ、気づいたことや感じたことを話し合う



中で、誰もが住みよいまちをつくるために自分たち一人ひとりにできることを考えていただくための資料です。

姫路市教育委員会
学校教育部人権教育課

市町の取り組み②

無料託児の実施:芦屋市

幅広い世代に 参加してもらうために

芦屋市では、「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、互いの人権を尊重する社会をめざして、様々な人権啓発を行っています。主な啓発事業として、「日々の生活と人権を考える集い」や「ふれ愛シネサロン(啓発映画会)」などを開催しています。

特に、2018(平成30)年度からは、啓発映画会等への子育て世代の参加



率を上げるため、無料で託児を実施しています。

また、事業は、誰もが参加しやすい土・日曜日に開催し、幅広い世代への啓発に努めています。

芦屋市市民生活部人権推進課

咲かそう！ 人権文化の花を西脇の地に



西脇市では、8月を「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間と定め、市内小中学生による人権作文の朗読、人権ポスターや標語の募集と掲示、人権講演会の開催など、さまざまな活動を展開しています。合言葉は、「咲かそう！人権文化の花を西脇の地に」です。

2019(令和元)年度は、障がいのある人、外国人、部落差別、LGBTなどをテーマに市内8か所で人権講演会を開催し、約1,400名の市民が参加しました。

市民の日々の暮らしを彩るよう取り組みを進めています。

西脇市教育委員会人権教育課

人権学びプラザ

「人権学びプラザ」は、年に3回実施する参加体験型の住民学習会です。身近な人権問題についてグループで和やかに語り合うことができ、「真面目な井戸端会議」というイメージを進めています。

参加の心構えは「LOVE」(ラブ)。Listen、聴くこと。Open、聞く。Listen、聴くこと。Open、聞く。Voice、声を出す。発言すること。Enjoy、楽しむことです。毎回この心構えを全員で確認しています。

2019(令和元)年度は、第1回「君



が、いるから」を視聴して」、第2回「みんながアトバイザー」、第3回「多文化共生社会」～日本語教室の取り組みから～」をテーマに実施しました。

香美町町民課人権推進室

HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

正しい知識と理解を深めて

エイズやハンセン病などの感染症については、正しい知識や理解の不足から人権に関する問題が生じています。

エイズの原因であるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染力は非常に弱く、性行為以外の日常生活で感染する機会はずりありません。

主な感染経路は性行為による感染、血液による感染、母子感染の3つです。たとえ感染しても治療すれば発病することはない、人に感染させることもありません。

県では、エイズに関する正しい知識の普及啓発、医療体制の整備、検査・相談体制の整備などの対策を行っています。

また、ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起きる病気ですが、ハンセン病も感染力が弱く発病は極めてまれで、容易に治癒する病気です。

しかし、ハンセン病患者は「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、偏見と差別の中で多大な苦痛と苦難を強いられました。

優生保護法は、不良な子孫の出生を防止することを目的とし、1948(昭和23)年にハンセン病患者も対象とされました。しかし、療養所内ではこの法律の対象となる以前から患者同士の結婚の条件として断種や堕胎が強いられました。県では、療養所入所者の里帰り事業

や、療養所への訪問交流事業、普及啓発に力を注ぎました。

2019(令和元)年11月には「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。家族などが偏見と差別の中で、望んでいた家族関係を形成することが困難になるなど、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことから、ハンセン病患者の家族の方々に補償金が支給されます。

感染症は誰にでも起こる可能性のある病気です。感染症に対する正しい知識を持ち、偏見や差別を解消しなければなりません。



世界エイズデー

世界エイズデー(World AIDS Day:12月1日)は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO(世界保健機関)が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

厚生労働省HPより

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」について

厚生労働省では、2009(平成21)年度から、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、

追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施しています。

県においても、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」前後は、おの一層の普及啓発に取り組んでいます。

外国人の人権

多様性を認め合い 共に歩む社会をめざして

2019(令和元)年6月末の在留外国人数は、282万9,416人(兵庫県内:11万2,722人)で、多くの外国人が日本で暮らしています。

また、日本に入国する外国人は長期的には増加傾向にあり、2018(平成30)年には約3,010万人と過去最高となっています。

外国人をめぐっては、言語、宗教、習慣などの違いから、さまざまな人権問題が発生しています。例えば、外国人であることを理由にアパートやマンションに入居させないなどの差別的取扱いも生じています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が社会的に関心を集めていたことから、2016(平成28)年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)が施行されました。

県では、外国人県民が安心して暮らすことができるよう、ひょうご多文化共生

総合相談センターにおいて、多言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語など11言語対応)による生活・法律相談を行っています。(※P55参照)

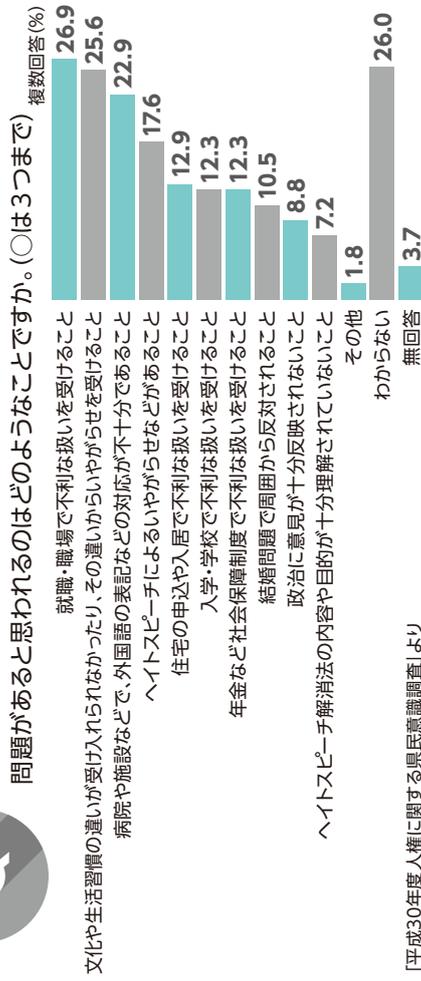
また、県教育委員会では、子ども多文化共生センターを中核として、日本語指導が必要な外国人児童生徒などの自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図っています。(※P55参照)

2019(平成31)年には、外国人労働者が受け入れ拡大のため、改正入国管理法が施行されました。今後急増が見込まれる外国人を「生活者」として迎え入れるため、公的機関や生活インフラの多言語化など、整備が進められています。

言語、宗教、生活文化や習慣などの違いを超え、多様性を受け入れ、互いに認め、関わり合う多文化共生社会をつくるしていくことが重要です。

日本に居住している外国人の人権に関する意識

日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)



「平成30年度人権に関する県民意識調査」より

人権感覚を磨きましよう

人権文化あふれる社会とは、一人ひとりが大切にされ、個人が個人としていきいきと輝いている社会です。私たち一人ひとりが人権感覚を磨き、意識を高め、人権尊重の社会をつくっていきましょう。

▶▶ 自分を受け入れる

自分自身に肯定的な感情をもつこと、自分を価値ある存在だと思いう気持ちを含む「自尊心」と言います。欠点や短所も含めてまごとの自分を受け入れ、「自分が好きだと感じること」「自分の価値を認めること」といった自分の存在を肯定する意識のことです。

自尊心を高めるには、周囲から愛され温かく包まれているという感覚、友達と話を通じ合えるという感覚、自分は努力し、やり通すことができるという感覚、今の自分のことが好きだという感覚を持つことが大切です。

▶▶ 相手を思う想像力を育む

日常生活の中で、相手の人権について全く気づいていないか、そのことが深刻な問題であるという認識に欠けていたりして、知らず知らずのうちに他の人の人権を侵害してしまうことがあります。お互いの人権に配慮し相手を思う想像力を育むことが大切です。

▶▶ 支え合う心をもつ

人は、一人で生きているわけではなく、お互いに支え合って生きています。他の人の人権を守ることが、自分自身の人権を守ることにつながります。常に自分の

人権と他の人の人権が共存していくように共生の心をもつことが大切です。

▶▶ 感性を育む

日常生活において、自分の人権のみを主張することが、他の人の人権を侵害する場合があります。人権侵害を受けた当事者の声に耳を傾けたり、さまざまな情報に積極的に触れることなどを通して、人権侵害の痛みがわかる感性を育むことが大切です。

▶▶ つながる命を感じる

今ある私たちの命は、祖先から受け継がれてきたものです。つまり、何百年も何千年も何万年も前の命とつながっているのです。祖先の中の一人でも欠けていれば、今の自分は存在しません。また、一人でも違う人だったとすれば、今の自分とは違う自分であるはずで。そう考えれば、命の重さ、尊さを感じずにはいられません。

この尊い命を互いに守り合い、未来に受け継いでいくためには、人間以外の生き物や自然環境の保護など地球規模で考え、取り組む必要があります。私たちがかけがえのない命を、胸を張って未来にバトンタッチしたいものです。

日々の行動から取り組みましょう

人権文化をすすめるために、家庭、学校、地域、職場など日常生活の中で、私たちにできることは何でしょうか。

▶ あいさつをする

人と人のコミュニケーションは気持ちのよいあいさつからはじまります。他の人を理解する出発となるのがあいさつです。

▶ 関心をもち 正しく知る

「愛の反対は憎しみではない 無関心だ」これは、マザー・テレサが残した言葉です。無関心でいること、苦しむ者にかわりをもたずに傍観者であることが、憎しみ以上であるということです。

無関心でいることは、正しい知識が得られず、誤った理解につながります。それから生まれる固定観念(ステレオタイプ)による思い込みや決めつけがマイナスの感情と結びつくと、偏見になります。見かけや噂話でのみ判断するのではなく、関心をもち、正しく知ろうとすることが大切です。

▶ 違いを認め合う

社会は、さまざまな価値観をもった人やいろいろな年齢、国籍の人によって成り立っています。自分と異なる人を変わっているからと排除したり認めないというのではなく、一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を尊重し、多様性の容認をすることが大切です。

▶ さまざまな人と交流する

人を思いやり、心を通わせるためには、人のことをよく知り理解することが大切です。そのためには、自分の心を開いて、年齢、性別、国籍などにこだわらず、さまざまな人と交流することが大切です。



なぜ部落差別解消推進法が制定されたか

1969(昭和44)年に同和対策事業特別措置法が制定され、国、地方自治体は、同和対策に多額の予算を投入して取り組みました。この法律は、10年間の期限の法律でしたが、その後も法律名は変更されたものの、延長されて対策は続けられました。この結果、同和地区の道路、住宅等の環境整備は、かなりの成果が上がりましたので、同和対策のための特別の国庫補助制度がなくても、一般の施策の中で対策ができる判断され、2002(平成14)年3月、法律は廃止されました。

ここで重要なことは、同和問題が解決したと判断されたからではないのです。同和問題がある限り同和行政を行わなければなりません。しかし、法律が廃止された後の同和問題の取り組みは、善しく後退した地域が、少なくありません。私は、4年前から就職差別撤廃東京実行委員会委員長を務めています。高校生や大学生が就職するに当たって、部落差別を受けられないように企業の担当者向けの研修や行政などへの要望活動を行っ

ている委員会ですが、採用試験の面接で本籍地、出所地など不適切な質問を受けた高校生は、20%程度と未だ多いのです。履歴書に本籍地を記載させる企業も存在します。

結婚差別や調査会社が同和地区かを調査する土地差別も後を絶たず、これによって苦しめられている人が少なくありません。さらに情報社会の進展によって、インターネットに同和地区一覧表を掲載する、同和関係者の氏名、電話番号等を掲載することなどが行われています。インターネットの性格上、広く拡散し、永続的に残ります。

このように2002(平成14)年3月の法律廃止後も、部落差別が解決せず、分野によってはもっと深刻化しています。このため部落差別解消推進法が制定されたのです。

社会福祉法人恩賜財団 済生会 理事長 辰谷 茂

「ひょうご人権ジャーナル」きずな|2017(平成29)年8月号
「部落差別のない社会とするために」より一部抜粋

えせ同和行為とは

同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけて、高額の書籍を売りつけるなどの行為を指します。

同和問題の解決を阻む要因であり、えせ同和行為と思われる不当な要求には、毅然とした態度で断固として拒否することが必要です。

本人通知制度とは

市町が代理人や第三者(弁護士、司法書士、行政書士等の資格を持つ人など)に、戸籍謄本や住民票などを交付した場合に本人に交付したことを通知する制度です。この制度は、あらかじめ市役所等での登録が必要ですが、なお、不正請求や不正取得を抑止、防止することが目的であり、第三者に交付できないようにする制度ではありません。



ははづん's Memo
人権キーワード

同和問題(部落差別)

だれもが幸せに生きていくために

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に よって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の中で差別をうけているなどの日本固有の人権問題です。

この問題を解決するため、1969(昭和44)年以降、各種の特別対策を講じた結果、住環境などの物的な基盤整備などは大きく改善され、2002(平成14)年3月には特別対策としての事業も終了し一般対策へ移行しました。国や地方公共団体をはじめとした人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別の解消も進んできました。インターネットによる差別事例や「えせ同和行為」はいまに後を絶たず、同和問題(部落差別)への理解がいまだ不十分であることを示しています。

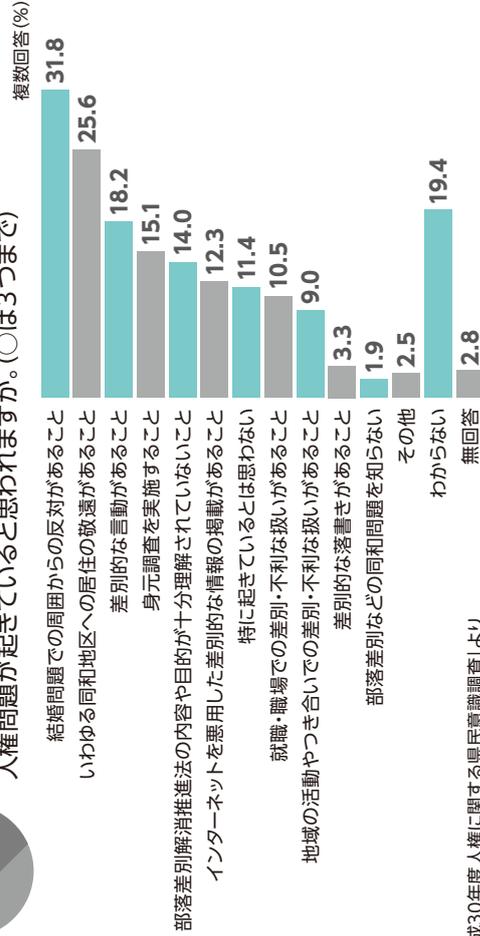
2016(平成28)年12月、部落差別解消をめざし教育・啓発の推進などを柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立・施行されました。

同和問題(部落差別)を解決するには、国民一人ひとりが、同和問題(部落差別)について自分の問題として一層の理解を深め、因習や偏見、世間体などに縛られず、日常生活を人権の視点から見つめ直すことが必要です。

県では「部落差別解消推進法」の周知を図るとともに、部落差別等の同和問題への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を学校、家庭、地域、職場などさまざまな場において、関係機関と連携して取り組んでいます。

同和問題に関する意識

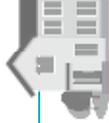
部落差別などの同和問題に関して、あなたは、今、特にどのような人権問題が起きていると思われていますか。(〇は3つまで)



「平成30年度人権に関する県民意識調査」より

日常生活における人権

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の回りの出来事を他人事とせず、「自分のこと」として人権の視点からとらえ意識していくことが大切であり、日常生活における気づきを実行に結びつけていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていきます。



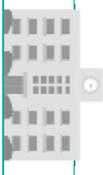
家庭と人権 家族が共に協力し合うことが大切です

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、人は家庭に生まれ、さまざまなことを学びはじめます。人権意識の体得も家庭ではじまります。したがって、家庭の中の人間関係が、人権感覚を養う上で大切です。しかしながら、近年、家庭内での人間関係の希薄化、親の規範意識の欠如、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任、暴力や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。県においては、多様な活動主体が情報や課題を共有できるような「家庭応援と地域づくり推進プログラム」を作成し、県内の地域団体やNPO、企業等からなる「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が主体となって、家庭のさまざまなを深め、地

域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」を推進しています。また、自ら家族や家庭について考え、さまざまな深める「家族の日」運動の取り組みや、男性の家事・育児参画を応援し、出産・育児をしやすい環境をつくることをテーマにした「お父さん応援フォーラム」の開催など、さまざまな取り組みを行っています。また、世界に類を見ない高齢化とともに少子化の問題が深刻化しており、私たち一人ひとりが社会と家族との関係を見直すことが必要です。

家庭においては、育児や子どもの教育、高齢者の介護などは、男女が等しく担うべき大切な社会的責任であるという理念に立って、「自分の家庭」を見つめ直していきましょう。

学校と人権 子どもたちの学びを支える環境づくり



人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校です。各学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間を育成するために、子どもたちに「生きる力」を培うことを大きな柱として、2008（平成20）年に国の「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕が出されたことを踏まえて、人権教育の改善・充実に努めています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、学校や子どもを取り巻く環境も大きく変化し、いじめ・暴力行為・不登校といった問題行動をはじめ、SNSや無料通信アプリなど新しい形態によるインターネット上でのいじめやそれに伴う自殺、さらには性同一性障害に関する問題など人権にかかわる教育課題も多様化しています。

こうした中、文部科学省では「いじめ防止対策推進法」（2013（平成25）年）の成立をうけ、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を相次いで策定し、いじめの防止等のための対策を一層推進しています。

また、「性同一性障害に係る児童生徒

に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015（平成27）年通知）により、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応をすすめています。

県においては、1998（平成10）年に策定した「人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の意義や重要性を理解し、「共生社会」の実現に向けて主体的に取り組む実践力を育成しています。兵庫型「体験教育」と言われる「自然学校」や「トライやる・ウエイブ」などの体験活動は、県が先進的に取り組み、社会的自立の基礎づくりや自尊感情の育成、社会活動への参画意識の形成などに大きな成果をあげています。

さらに、「第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を2019（平成31）年に策定し、「子どもたちの学びを支える環境の充実」の実現に向けて、人権教育の取り組みを進めています。

「子は親を映す鏡」と言われるように「学校は社会を映す鏡」でもあります。子どもたちの人権尊重という観点から、安全で安心して学べる環境づくりが重要です。学校を取り巻く問題に、教職員をはじめ大人たちの「生き方、かかわり方」が問われています。

兵庫県での取り組み

兵庫県の取り組み例③ 高齢者の人権

地域サポート施設の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県では2018（平成30）年度から「地域サポート施設」知事認定制度を創設しました。

本制度は、多様な生活支援体制の構築に向け、地域住民のニーズを踏まえた高齢者の移動・外出の支援や、見守りなどの地域貢献活動を行う特別養護老人ホームなどを認定するものです。

2019（平成31）年4月現在、46施設が認定を受けており、各施設では高齢者の状況・ニーズに応じたきめ細



やかな見守り支援や、施設車両を利用した外出・買い物支援など、多様な取り組みが行われており、高齢世帯の安心につながる生活支援サービスを展開しています。

兵庫県健康福祉部高齢政策課

兵庫県の取り組み例④ 障害のある人の人権

合理的配慮アドバイザーの派遣

2016（平成28）年4月から障害者差別解消法が施行されました。これを受け、企業などには商品やサービスの提供、雇用などの場面で、障害者に対する合理的な配慮の提供が求められます。障害者雇用や障害者の社会参加が広がる中で、兵庫県では、障害者支援や障害者雇用に精通した専門家を、研修の講師や職場環境のアドバイザーとして無料で派遣し、事業者の悩みにについてサポートしています。

これまでに、アミューズメント施設職員への障害特性を説明する研修や、障害者雇用企業からの助言依頼、



障害者も対象としたイベントへの助言依頼などにアドバイザーを派遣しています。

兵庫県健康福祉部障害福祉課

障害のある人の人権 ユニバーサル社会の実現に向けて

障害のある人を含むすべての人々にとって住み良い社会づくりを進めていくためには、各種の施策だけでなく、社会を構成するすべての人々の十分な理解と配慮が必要です。

代表的な取り組みの一つとして、道路や床の段差をなくすといった「バリアフリー」があります。しかし、点字ブロックの上に自転車を駐輪すると、視覚障害のある人の歩行の妨げとなるなど、ハード面での整備がなされても本来の機能を阻害されていることがあり、「心のバリアフリー」も進めていく必要があります。それにより、年齢、性別、障害の有無、言語、文化などの違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができると期待されています。

2016(平成28)年4月に施行された

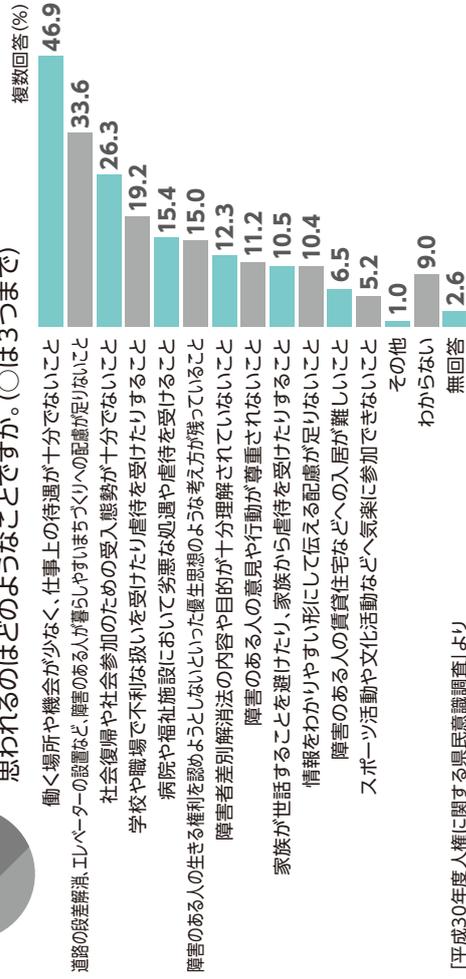
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、「障害がある人もない人も共に暮らせる社会」をめざして「不当な差別的取扱い」を禁止し、あらゆる組織に対し「合理的配慮の提供」を求めています。

県では、2005(平成17)年4月に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定(平成30年10月改定)、2019(平成30)年4月には、「ユニバーサル社会づくりに関する条例」と「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手続きの確保に関する条例」(愛称:ひょうご・スマイル条例)を施行しました。

障害のある人が合理的な配慮を受け、社会に包摂されて暮らせるとともに、県民すべてが障害のある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現をめざし、教育及び啓発に努めます。

障害のある人の人権に関する意識

障害のある人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)



「平成30年度人権に関する県民意識調査」より

地域と人権 つながりが生む地域の支え合い

地域では、さまざまな人権問題が日常的な場面で起こっています。それらを改め、みんなが笑顔で暮らせるよう「人権文化」あふれる社会を築いていくことが肝要です。

特に、子どもたちにとって、地域は思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

日本では、社会・産業構造の変化とともに、都市化が進展し、核家族化が顕著になり、地域社会における人々の結びつきが弱体化しています。近隣同士であっても互いに無関心な状況にあり、かつては見られなかった「高齢者の孤独死」、「いじめや児童虐待」や「外国人とのトラブル」といった事象が起き、社会問題化しています。

今日の“無縁社会”と呼ばれる社会状況を私たちが一人ひとりが問い直し、人と人がつながり支え合える社会の実現に向け、「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンなどのさまざまな取り組みを、県社会福祉協議会をはじめ各種の団体や企業が進めており、県も「地域相互見守りモデル事業」の実施などによりこうした取り組みを支援しています。

阪神・淡路大震災を経験した私たちは、復興の歩みの中で、人と人のつながりや地域での支え合いの重要性を学ぶとともに、東日本大震災の被災者への支援を通して、改めてその大切さを実感しました。震災で教えられた「共に生きる」ということをもとに、だれもが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、孤独や孤立、排除された状態ではなく、すべての人々が社会の構成員として迎えられ、支え合いながら共に生きるという考え(ソーシャル・インクルージョン=社会的包摂)が広がっています。県では可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することが大切であり、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても主体的にできることから、一つひとつ取り組みを積み重ねていくという意識をもった人を、一人でも多く育てていくことが重要です。



職場と人権

個性、能力が発揮できる快適な職場づくり



働く人の能力が発揮されるためには、個性が尊重され、性別や年齢、学歴、信条、宗教、門地などによる差別的な待遇を許さない機会均等の職場であることが重要でありその実現に向けて、さまざまな法整備が進められています。

改正「男女雇用機会均等法施行規則」(平成26年)では、間接差別となり得る措置の範囲の見直しやセクハラ等の予防・事後対応の徹底等が示されています。また、育児及び家族の介護を行う労働者を支援するため、育児休業期間の延長をはじめとした改正「育児・介護休業法」が、2017(平成29)年から施行されています。

改正「障害者雇用促進法」(平成28年)では、雇用の分野における障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供義務を定めるとともに、法定雇用率の算定基礎に、精神障害者が加えられました。改正「高齢者雇用安定法」(平成24年)では、65歳までの高齢者について安定した雇用を確保するための措置を講じることになっています。

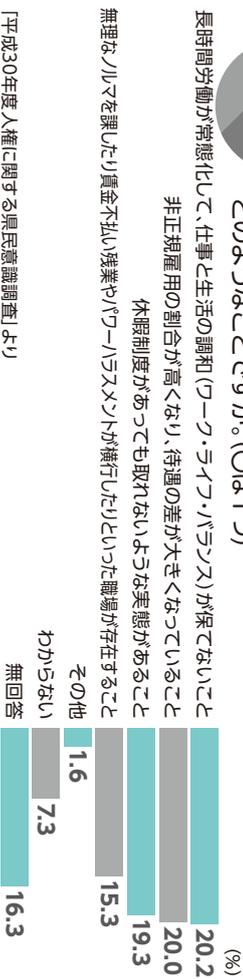
また、過労死や自殺、パワハラなどが大きな社会問題となる中、「過労死等防止対策推進法」が2014(平成26)年から施行され、過労死等の防止策が推進されています。

2019(平成31)年から働き方改革関連法が順次施行され、働く人々がそれぞれの状況に応じた多様な働き方を選べる一億総活躍社会の実現に向けて、セクハラやパワハラ等の防止、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など働き方改革に向けた取り組みが進められています。

また、仕事と生活の調和を図り、仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、一方で子育てや介護、家庭や地域生活、自己啓発など個々の私生活も充実させるワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めることが重要です。こうした働く人たちの環境や権利について、人権尊重の観点からも見直していく必要があります。

働く人の人権に関する意識

働く人の人権について、あなたが最近、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は1つ)



【平成30年度人権に関する県民意識調査】より

高齢者の人権

いくつになっても豊かに生きる

日本における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでいます。2018(平成30)年10月現在、総人口に占める65歳以上の人口の割合は28.1%、約4人に1人以上の割合となっています。2036(令和18)年には3人に1人が高齢者になると予測されています。

こうした中、高齢者の人権問題が大きな社会問題となつていきます。高齢者に対する虐待には、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「養護の怠慢・放棄(ネグレクト)」に加えて、本人の承諾なしに年金や預貯金を引き出したりする「経済的虐待」などがあります。

また、「高齢者に対する就職差別や悪徳商法、詐欺による被害など、高齢者を巡る問題が発生しています。」

こうしたことから、2006(平成18)年4月には「高齢者虐待防止法」が施行されまし

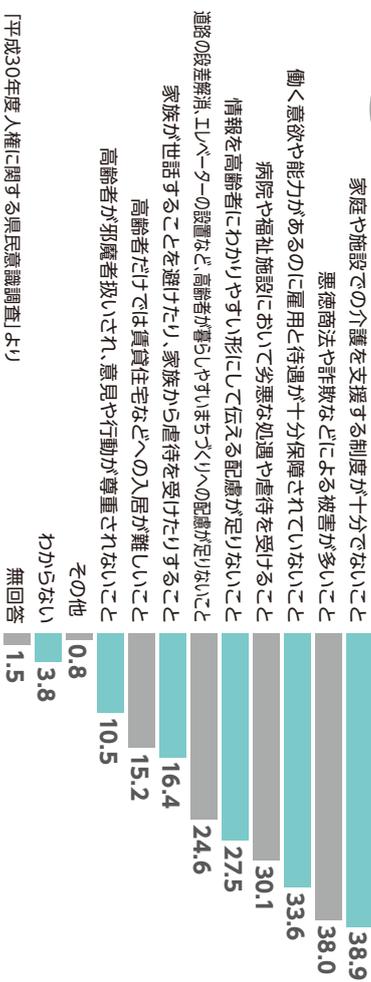
た。同法では、例えば、虐待防止が国及び地方公共団体や国民の責務とされ、虐待の定義や通報義務などを定めています。

県では、「少子高齢社会福祉ビジョン」のもと、「兵庫県老人福祉計画」などにより、高齢期においてその尊厳が守られ、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような社会づくりを進めています。

一方、社会の高齢化とともに増加する認知症の人への取り組みが課題となっています。国では、2019(令和元)年6月「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。これを踏まえ、県でも、「認知症予防・早期発見の推進」、「認知症医療の充実」、「認知症地域支援体制の強化」、「認知症ケア人材の育成(認知症支援人材含む)」、「若年性認知症施策の推進」の5本柱により、認知症の人やその家族の視点に立つた総合的な取り組みを推進しています。

高齢者の人権に関する意識

高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)



【平成30年度人権に関する県民意識調査】より

兵庫県の取り組み

兵庫県の取り組み例①

女性の 인권

女性のための相談の実施

県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができると男女共同参画社会の形成を図り、その促進に関する施策を総合的に推進する施設として、兵庫県立男女共同参画センターを設置しています。

同センターでは女性問題カウンセラーなどを設置し、女性が自ら今後の生き方を選択できるように、なやみ相談、チャレンジ相談、情報相談を実施しています。

相談内容は暮らし、夫婦・家族関係、人間関係、性・性被害、こころ、労働、法



律など多岐にわたり、合わせて年間およそ13,000件を受け付けています。

また、月に1回法律相談を実施しており、希望者は人権問題をはじめ、家庭などに関する法律問題について、女性弁護士による面接相談を受けることができます。

兵庫県立男女共同参画センター
☎ 078-360-8551 (なやみ相談)

兵庫県の取り組み例②

子どもの 인권

オレンジリボン運動

2005(平成17)年、児童虐待防止を推進するオレンジリボン運動が始まり、国は児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定めました。県においても、この問題に対する社会全体の関心と理解を深めるため、民間と行政が協力し、さまざまな広報・啓発活動(オレンジリボンキャンペーン)を展開しています。

主な取り組みとして、県内の児童虐待防止に熱意のある企業、団体に「ひょうご児童虐待防止サポーター」として啓発に協力をいただき、新聞、ラジオ放送での児童虐待防止広報、ポスターの店頭などへの掲示に取り



組むほか、ヴィッセル神戸との協働で、試合会場での広報啓発活動などを実施しています。

その他、医療関係者などを対象とした児童虐待対応研修会や、児童委員・主任児童委員、市町など関係機関との啓発活動にも取り組んでいます。

兵庫県健康福祉部児童課

6 さまざまな人権課題

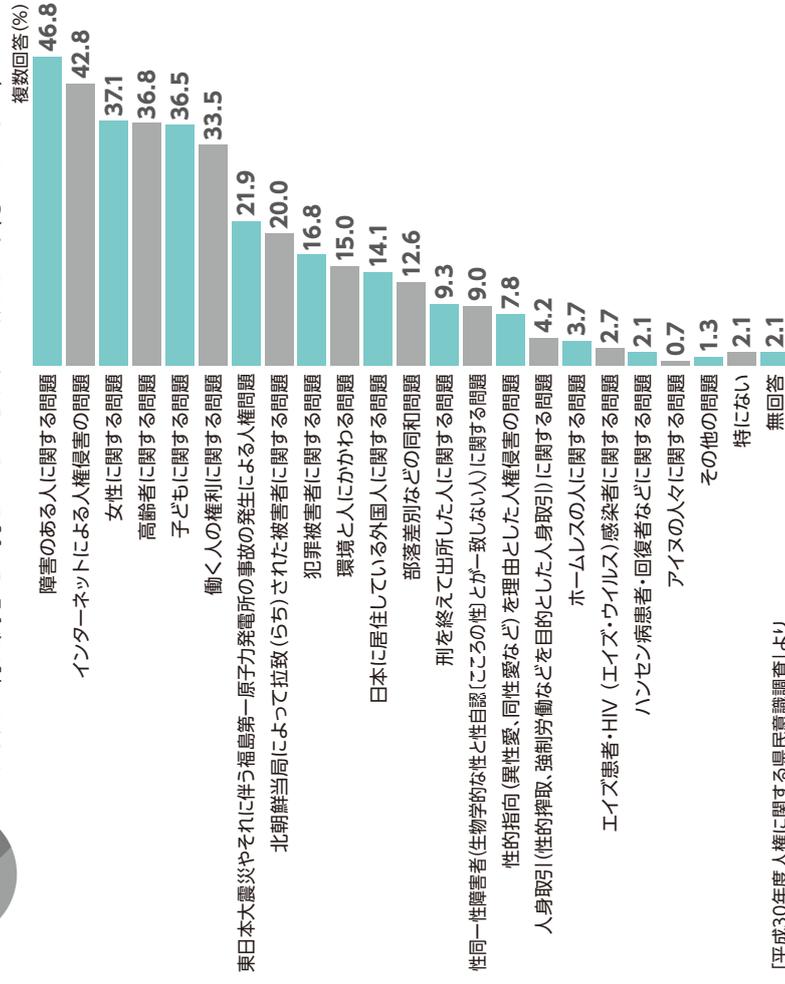
人権尊重について理解を深めるためには、「法の下の平等」や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権課題を社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に対して積極的に取り組み、解決していくこととする個別視点を両面からのアプローチが大切です。

ここでは、取り組みが求められている主な人権課題について取り上げます。

特に関心のある人権問題



日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。(〇は5つまで)



〔平成30年度人権に関する県民意識調査〕より

女性の人権 自分らしくいきいきと

男女平等の理念は、日本国憲法に明記され、法律上も1972(昭和47)年の男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。また、1985(昭和60)年に女性差別撤廃条約が批准され、1999(平成11)年の「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年改定)が策定され、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな取り組みが進められています。さらに2015(平成27)年には、女性の職業における活躍の推進を図るため「女性活躍推進法」(令和元年改正)が制定されました。

しかし、今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識などが依然として根深く社会に残っていることがあり、女性が不利益を受ける原因にもなっています。

県では、2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までを期間とする「ひょうご

男女いきいきプラン2020」を策定し、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる男女共同参画社会をめざしています。

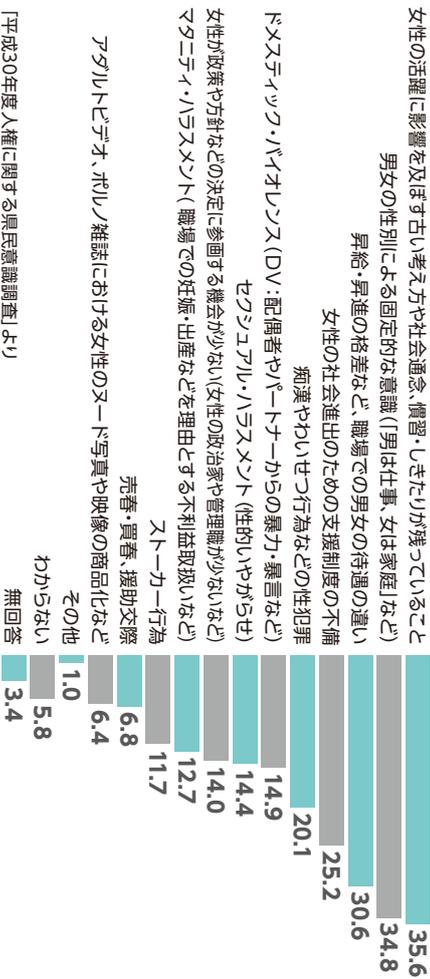
一方で、配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)や職場などにおけるセクハラ、性犯罪なども重大な問題です。そのため、「ストーカー規制法」(平成28年改正)、「配偶者暴力防止法」(平成26年改正)が施行されました。特にDVに関しては、県としても、DV被害の防止や被害者支援に向けて「兵庫県DV防止・被害者保護計画」(平成31年改定)に基づき、女性家庭センターや男女共同参画センターをはじめとした関係機関の連携を強化するなど支援体制の充実を努めるほか、防止に向けた意識啓発などを行っています。

しかし、女性が被害を訴えにくいことから問題が潜在化する傾向があります。そうならないようにするため周囲の人たちの理解と協力が重要です。

女性の人権に関する意識



女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのは、どのようなことですか。(〇は3つまで)



【平成30年度人権に関する県民意識調査より】

子どもの人権 子どもを守り未来へ育む

1989(平成元)年に、国連は「子どもの権利条約」を採択しました。

子どもも、大人と同様に基本的な人権を保障されています。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待など深刻な状況にあります。

いじめについては、県は、「兵庫県いじめ防止基本方針」(平成26年)の策定、「いじめ対応マニュアル」(平成29年)の改定などにより、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、県民総参加によるいじめの問題の克服に向けた取り組みを推進しています。

学校での体罰については、「学校教育法」により明確に禁止されているにもかかわらず、体罰による人権侵害事件が発生しています。

また近年、深刻な問題として児童虐待の問題が頻出しています。乳幼児や児童を保護者が虐待し、中には死に至る痛ましい事件が後を絶ちません。そのため、数次にわたる児童虐待の防止強化に向けた児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、体罰禁止の法定化、児童相談所の体制強化などが追加されています。

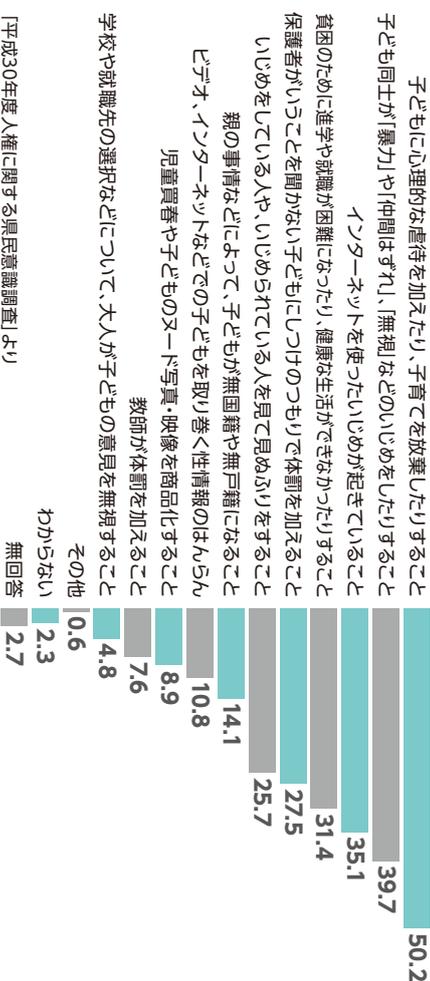
(令和2年4月施行予定)

県では、学校での体罰防止に努めるほか「ひょうご子ども・子育て未来プラン」(平成27年)に基づき、子育てや児童の虐待、子どもの非行などに関して、県子ども家庭センターやひょうご子ども相談センターを中心とする相談や支援機能の充実を努めるとともに、特に虐待については、県・市町・関係団体が協働し、防止に向けた支援体制の充実、意識啓発などを行っています。

子どもの人権に関する意識



子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのは、どのようなことですか。(〇は3つまで)



【平成30年度人権に関する県民意識調査より】